

魚津市ワーケーションWEEK事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津市ワーケーションWEEK事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、ワーケーションとは、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地とは異なる場所で、その地域ならではの活動を行うことをいう。

(事業の内容)

第3条 本事業は、市内のワーク施設等を拠点としたワーケーションを推進し、関係・移住人口の創出を図るために、モニターとなる人材、企業、団体等を県外から募集し、次条に規定するモニターとしての活動に対して謝礼を支払うものとする。

2 モニターがSNSで情報発信した活動記録等は、市HP及びワーケーションポータルサイト等で公表する。

(謝礼)

第4条 市長は、モニターが実施するモニターとしての活動に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うこととし、SNSでの情報発信、ワーケーション施策に関するアンケートを指定期日までに実施した場合に20,000円を支給する。

2 本事業の申込及び参加については、1回に限り行うことができる。

(モニターの要件)

第5条 モニターに関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 県外在住者であること。
- (2) 県外企業・団体等に所属する者であること。
- (3) 魚津市が発信する、関係・移住人口、まちづくり、イベント等の情報を受け取ることに同意すること。
- (4) 国、県、他市町村等から同趣旨の助成金の交付を別途受けていないこと。

(申込)

第6条 本事業の申込者は、ワーケーション開始日の2週間前までに、魚津市ワーケーションWEEK参加申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) マイナンバーカードを所有している場合 マイナンバーカードの写し
- (2) マイナンバーカードを所有しない場合 マイナンバー通知カード又はマイナン

バー入り住民票の写及び免許証、パスポート等写真付き身分証明書の写し
(3) マイナンバーカード及び写真付き身分証明書を所有しない場合 マイナンバー通知カード又はマイナンバー入り住民票の写し、健康保険証等の写し2枚

(実施承諾の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を魚津市ワーケーションWEEK参加承諾書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(ワーケーションの実施)

第8条 本事業に係るワーケーションは、施行日から令和5年2月末日までに実施することとし、要件は別表1のとおりとする。

(実績報告)

第9条 申込者は、本市内でのワーケーション終了後2週間以内に、魚津市ワーケーションWEEK参加実績報告書(様式第3号)に別表2の関係書類を添えて、ワーケーション終了の日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月22日から施行する。

別表1(第8条関係)

| 実施要件 | 内容 |
|---------|--|
| チェックイン | 関係人口案内所「タナノナカミセ」に本市到着後2日目までに来所すること。 |
| 実施内容 | ア 市内において2泊3日以上ワーケーションを実施し、必ず仕事と休暇の両方を実施すること。 イ 地域住民との交流、イベント、体験プログラム等に必ず参加すること。 |
| 宿泊場所 | 市内の施設に限定する。 |
| ワーク施設 | 市ポータルサイト内の掲載施設に限定する。 |
| 情報発信 | ア 滞在期間中又は、活動終了の日から1週間以内に、SNSで10件以上のワーケーションに関する記事を投稿すること。 イ 必ず#魚津ワーケーションを付けて情報発信を実施すること。 ウ 魚津市定住応援室SNSのフォロワー登録等を行うこと。 |
| 使用するSNS | 発信方法は、Instagram・Twitter・Facebookのいずれかとする。 |

別表2(第9条関係)

| 添付書類 | 内容 |
|---------|---|
| アンケート | 本市のワーケーション施策に関するもの |
| 行程表 | リモートワーク及び余暇の内容が記載してあるもの |
| 領収書の写し等 | ア 市内宿泊施設で2泊以上宿泊したことを証明するもの イ 市内で実施される体験プログラム等に参加したことを証明するもの (領収書の発行が無い場合は、参加者の体験状況をSNSで情報発信すること。) |